

シニア能力活用促進事業（継続）

【平成20年度概算決定額：5,534（7,168）千円】

対策のポイント

農業の持続的な発展や農村の活性化を図っていくため、担い手支援や集落営農への参画等、豊富な経験や知識を活かした高齢者による活動を促進します。

（現状）

- ・ 農業就業人口の58%（H18）が65歳以上になっており、今後も農業・農村の高齢化の進展が予測されています。
- ・ これらの高齢者の方々は、長年の人生経験により備わる知識や豊富な経験に裏打ちされた技術を有しています。

政策目標

【担い手支援を行う高齢者グループの割合】

<平成18年>

4%

<平成21年>

20%

<内容>

高齢者による担い手支援等の活動を促進するため、高齢者への担い手支援に向けたセミナー開催、高齢者を活用した集落問題解決への実証調査、高齢者による優良活動事例の収集・情報提供、優良な活動を行った高齢者に対する表彰を実施します。

【補助率：定額】

<事業実施主体> 民間団体等

<事業実施期間> 平成17年度から平成21年度まで

[担当課：経営局普及・女性課（03-3591-5831（直））]